国見町監査委員告示第19号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、例月出納検査を 実施したので、同条第3項の規定に基づき、その結果を次のとおり公表します。

令和7年10月27日

国見町監査委員 佐 藤 徳 正 国見町監査委員 宍 戸 武 志

1 基準に準拠している旨

監査委員は、国見町監査基準(令和2年4月1日施行)に準拠して検査を行った。

2 検査の種類

例月出納検査(地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定による 検査)

3 検査の対象

令和7年度9月分の一般会計・特別会計、令和7年度9月分の水道事業会計、下水道事業 会計、基金等に係る計数の確認並びに現金及び預金等の管理状況。

4 検査の着眼点

- (1) 計数の確認。
- (2) 現金残高等の確認。
- (3) 書類審査による正確、正当及び適正の確認。

5 検査の実施内容

検査の対象となった各会計・各基金及び歳入歳出外現金の現金出納事務について、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常すべき検査手続きを実施した。

6 検査の実施日程及び実施場所

実施日程:令和7年10月27日(月) 実施場所:国見町役場 3階 委員会室

7 検査の結果

(1) 現金の出納状況

検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により、検査をした限りにおいて、各会計、各 基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められなかった。

(2) 指摘事項

特になし。